

お知らせ

～改正道路交通法「高齢者対策」について～ (平成29年3月12日施行)

＝北海道警察本部交通部＝

認知症を発症すると、安全運転に必要な記憶力、判断力などが極めて低くなるため、認知症を患う可能性の高い75歳以上の免許保有者については、3年に1度の免許更新の際、記憶力や判断力のレベルを判定する「認知機能検査」の受検が義務づけられています。改正により認知機能のチェック体制がさらに強化されました。

1 臨時適性検査制度の見直し

(1) 臨時適性検査対象者の拡大

改正前の制度では、認知機能検査で「認知症のおそれあり」と判定されても一定の違反経歴がなければ、医師の診断を受ける必要がありませんでしたが、改正後は違反行為の有無にかかわらず、「認知症のおそれあり」と判定された人すべてが医師の診断を受けなければなりません。

(2) 診断書提出命令の新設

臨時適性検査対象者の拡大に伴い、公安委員会が認定する認知症に係る専門の医師が行う臨時適性検査に加え、「診断書提出命令」が新設されました。

診断書提出命令により提出が求められる診断書の要件は、

- ・認知症に関し専門的な知識を有する医師または認知症に係る主治の医師が作成したものであること。
- ・診断に係る検査の結果が記載されているものであること。
- ・認知症に該当しないと認められるかどうかに関する医師の意見が記載されているものであること。

となっており、公安委員会が臨時適性検査の結果または提出された診断書の内容に基づき対象者の運転免許の継続について判断することとなります。

2 臨時認知機能検査制度の新設

75歳以上の免許保有者が信号無視などの一定の違反をした場合、臨時に認知機能検査が行われ、その結果「認知症のおそれあり」と判定された人は臨時適性検査または診断書提出命令の対象となります。

3 臨時高齢者講習の制度の新設

臨時認知機能検査の結果、「認知症のおそれ」「認知機能低下のおそれ」と判定された場合、臨時に実施される高齢者講習を受けることとなります。

問い合わせ先

— 運転適性相談窓口 —

(道内の各運転免許試験場)

- | | | |
|------------------|------------------|------------------|
| ・札幌(011)683-5770 | ・函館(0138)46-2007 | ・旭川(0166)51-2489 |
| ・釧路(0154)57-5913 | ・帯広(0155)33-2470 | ・北見(0157)36-7700 |